

6 もない¹²。つまり、現在日本の GDP 推計は、産業連関表作成を主目的とせず、バランスされていない年次供給使用表 (SUT, unbalanced) の推計に基づいている。本稿が主として取り上げようとしている対象は、あくまで年次表であって、ベンチマーク年の産業連関表及び供給使用表は関連する範囲に限定して取り上げている。

以上では、日本の GDP 推計は SUT に基づいているかのように説明をしている。しかし、以降で取り上げるようにコモ法から他の推計には情報が手交されているが、他の推計情報がコモ法にほとんど還元されていない。つまり、コモ法や付加価値法は、別々に推計しているのであって、厳密には整合的な推計を実現した SUT ではない。

現行 SUT を推計しているわけではないにもかかわらず、現行推計を SUT に基づいて定義するのは、3つの理由がある。第1に新しいものと古いものを同時に議論する場合、新しいものを通じて古いものを定義する方法が有効である。地動説は、天動説を正確な知識に基づいて定義できるが、天動説から地動説を定義することは誤った誤解を生む。スペースシャトル表面のタイルから縄文土器を見る場合、歴史の一過程として認識できるが、スペースシャトル表面のタイルを土器として認識することはできない。SUT から見てコモ法や付加価値法を歴史の一過程として定義することが必要である。

第2に7つの機能を見てきたように、日本のコモ法や付加価値法が、諸外国の SUT と比較して足りないのは、整合性分析やバランスといったごくわずかな機能である。したがって、日本が（十分ではないかもしれないが）すでに SUT の機能の一部に基づいて ANA の基幹的推計を行っている事実は否定できない。本稿では現行推計を SUT と全く切り離した形式で議論を進めることは可能であるが、そうしない方が便利である。本来セットで見なければならないものを、個別に考えているということは適切ではない。本稿では JSNA として個別推計も整合性に気をつけることを前提に議論を進める。

第3に以降で取り上げるように、今後の JSNA を取り巻くべきで厳しい情勢変化によって、コモ法や付加価値法を別々に推計し続けるという現在の推計環境から、SUT のフレームとして足りない情報を個別推計のシステムが補完し合う推計環境へとシフトせざるをえないと予想される。これまでのようによコモ法や付加価値法を別々に取り上げるのではなく、SUT のフレームに基づ

いて取り上げなければ、GDP の推計を適切に議論できない時代がすぐそこまで来ている。本稿が GDP 推計のシステムを議論する際に、わざわざ SUT のフレームを持ち出しているのは、このような事情に基づいている。

次節より過去、現在、未来という順番で現行の推計から SUT に関して、バランス前及びバランス後表を含めた完全なフレームの構築と周辺分野に向けたテーマを取り上げたい。最初は、過去の経緯によって、中長期的に SUT 及び ANA が受けている制約と事態の打開に向けた方向性を取り上げる。

1-3 経済センサス問題と SNA への影響

経済センサスの導入と見直しに関する議論の多くは、以降で取り上げる SUT の方向性に重要な影響を与えており、そこで、将来の日本の SNA の設計にとって関連の深い内容だけを取り上げることとする。経済センサスの導入の経緯や内閣府の対応について植松 [2009] を参考になる。

経済センサスの導入は、平成16年1月の「統計行政の新たな展開方向」を受けて設置された検討会において平成18年4月までの段階で既に固まっていたものである。内閣府は、各省庁と同様に平成18年3月段階で検討会において「経済センサスの枠組み」の合意し、4月に統計主管部局長会議で申し合わせしている。

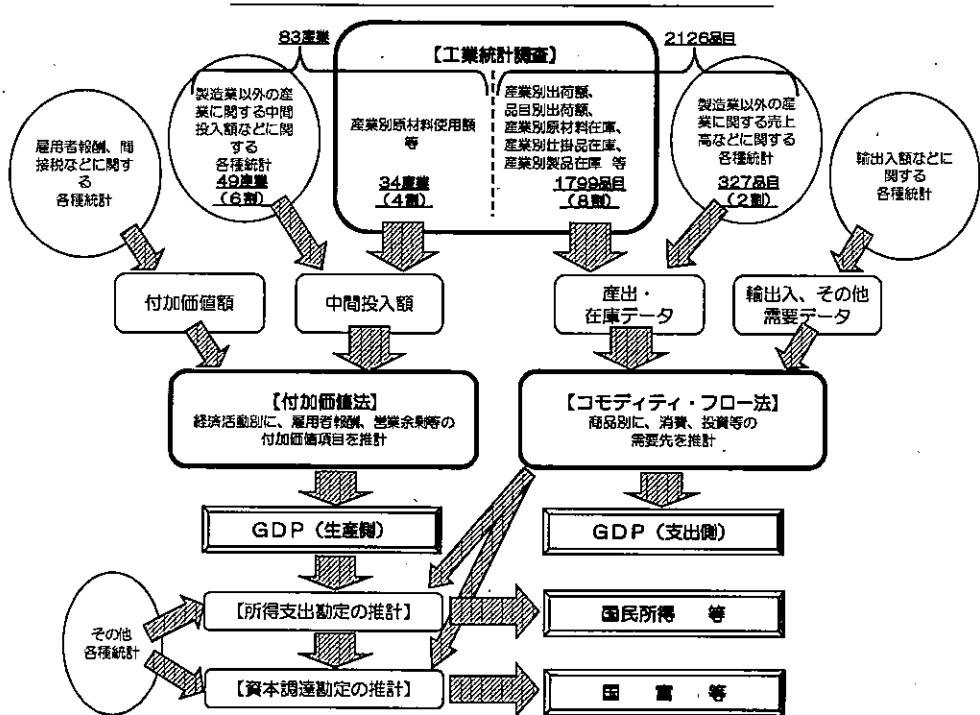
問題となったのは、内閣府は大規模統計調査¹³の整理統合に工業統計調査が含まれていたにもかかわらず、詳細な検討を行わずに合意した上で、平成20年段階になって経済センサス・活動調査の枠組みの再考を各省庁に求めたという点であった。もっと前に調整すべきことを実務が動き出している段階で動いたのである。

この背景にある問題として、内閣府のコモ法及び付加価値法の A1 推計システムは、工業統計調査に深く依存するという特殊な状態にあったことを指摘できる。図2～4は当初平成23年7月に活動調査実施の検討を受けて内閣府が作成した資料である。活動調査には、工業統計調査、商業統計調査、サービス業基本調査、特定サービス業実態調査といった統計が含まれる。GDP 推計の期間を担うコモ法の品目別推計では、これら4つの統計だけで全体の 90%程度を占める。このうち工業統計が全体の 85%程度と突出して大きく、産業連関表の推計においてもほぼ同様に大多数に品目で推計に利用されて

¹² 第六のシステムは、イギリス国家統計局 (Office for National Statistics, ONS) が作成する I-O SUT が一つの例と考えている。

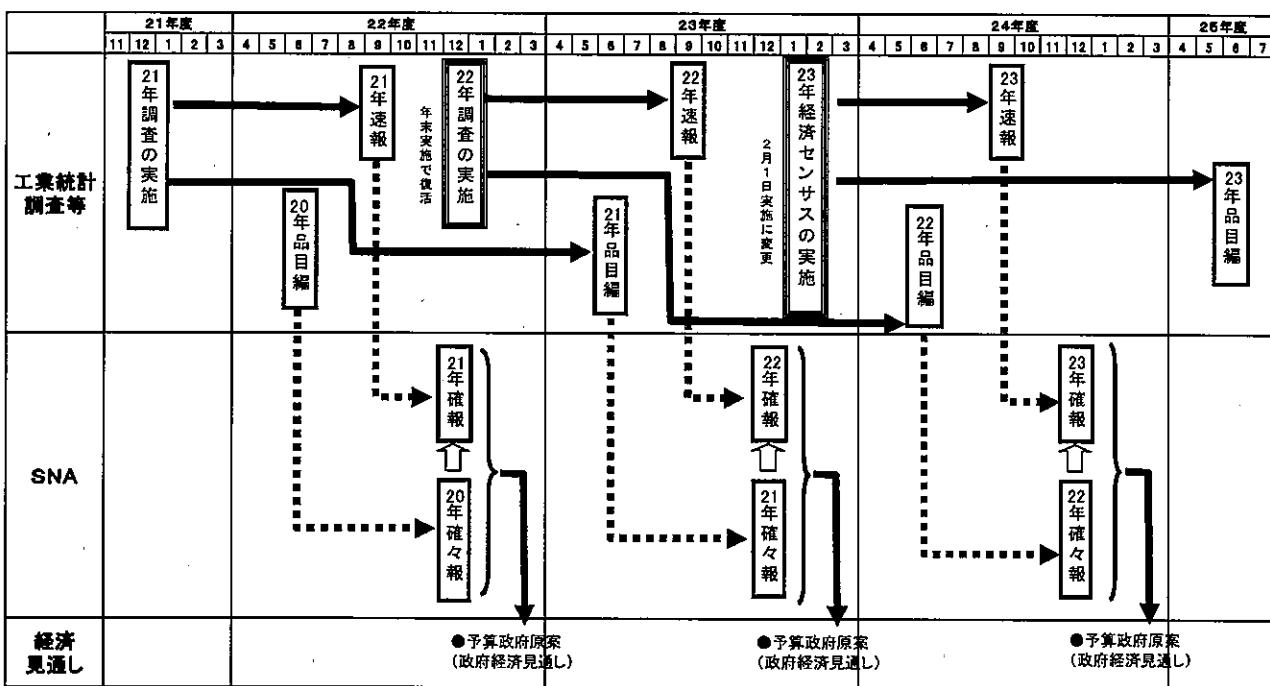
¹³ 事業所・企業統計調査、商業統計調査、サービス業基本調査に工業統計調査が加わっている点が重要である。

図2 工業統計調査の国民経済計算確報への利用の状況



出典：内閣府経済社会総合研究所資料

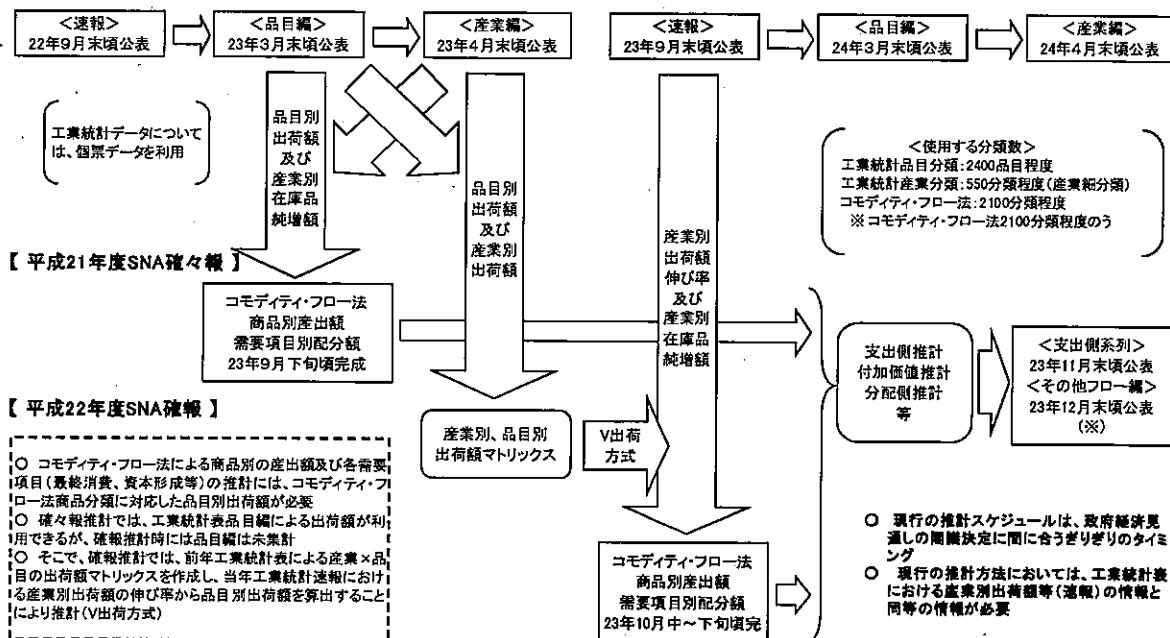
図3 経済センサス・工業統計調査の実施時期



出典：内閣府経済社会総合研究所資料

図4 SNA確報及び確々報推計における工業統計表の利用方法（概略イメージ図）

（注）下図は、工業統計表の利用に係る概略部分をイメージ化したものであり、実際の推計方法の全体像及び細部を示すものではない。
 【平成21年工業統計】 ⇒ 框組み見直しにより復活



出典：内閣府経済社会総合研究所資料

年次推計の主な手交先一覧

11月 支出系列・雇用者報酬 (QEと同程度)

- 「政府経済見通し」(内閣府政策統括官(経済財政運営担当))
- 「進路と戦略」(内閣府政策統括官(経済社会システム担当))など

12月 フロー編 (QE+生産十分配+財政+所得支出勘定など)

- 「政府経済見通し」(内閣府政策統括官(経済財政運営担当))
- 「進路と戦略」(内閣府政策統括官(経済社会システム担当))
- 県民経済計算(各都道府県)(3月)※なお、本データを利用して、各都道府県において県民経済計算が公表されるのは翌年8月～翌々年2月まで

2月 ストック編

- OECD(フロー編のデータもあわせて)

注：統計委員会第3回国民経済計算部会 資料4-2 2ページより引用。

経済センサスに関する検討の経緯

平成 16 年 7 月 22 日 「第 5 回経済センサス（仮称）の創設に関する検討会」・・・経済センサスに工業統計を含める方向性が示される。

平成 17 年 11 月 11 日 第 17 回検討会・・・事務局から平成 23 年 6 ~ 7 月に実施との方向性が示される。

平成 18 年 3 月 31 日・・・第 21 回検討会：枠組みの検討会決定。清水座長より工業統計相当のデータの調整の提起。以降平成 20 年まで、内閣府と各省との調整。

平成 20 年 4 月 内閣府による経済センサスを想定した代替推計の試算開始。

平成 20 年 5 月 生産動態統計と IIP を利用した暫定試算値の推計（コモ 6 行 360 品目レベル）

平成 20 年 9 月 経済産業省の協力を得て再試算

平成 20 年 10 月 15 日 第 3 回国民経済計算部会にて代替推計の試算結果を検討し、活動調査の枠組みを再検討する方向性が示される。

平成 21 年 2 月 10 日 各省庁合意の下で 24 年 2 月に 23 年対象とする調査の実施を決定

きた¹⁴。つまり活動調査の実施時期によって、我が国の ANA は、重大な精度の低下に直面しかねない状況であった。

活動調査によってインプットデータは、SUT 推計システムにかかわっているに過ぎないが、そのアウトプットデータは GDP のみならず、貯蓄などのバランス項目を通じて体系全体に影響を与えることが確実である。したがって、年次推計の延期や縮小という選択肢は、ANA 全体を巻き込まざるをえず、手交先一覧にあるように「政府経済見通し」や「進路と戦略」、県民経済計算、OECD National Accounts、税収見通しに影響が出ることが必至であった。また、経済政策上 ANA の延期や縮小は IMF の特別データ公表基準（SDDS）に抵触するほか、ユーザーへの悪影響が大きく、採用できる選択肢ではなかった。

したがって、内閣府が平成 18 年の政府合意までに経済センサス導入を受けた対応を練るという選択肢以外に、平成 18 年各省庁合意は成り立ちはなかった。しかし、現実には内閣府が、平成 20 年の段階になって合意事項

を守れない状況に陥り、総務省や経済産業省だけでなく、地方自治体を巻き込んで方向性を巡って混乱させるという遺憾な事態を招くこととなった。

現行内閣府が ANA で利用している工業統計相当（出荷額および在庫）のデータが内閣府に手交されない場合、現在の SUT 推計システムを抜本的に構築し直すことが求められる。当初各省庁から有力視された選択肢は、生動などで構成された新たなコモ法の推計フレームを構築することであった。工業統計に代わる代替推計法の開発という課題は、コモ法構築以来の日本にとって古くて新しい問題である¹⁵。ところが、平成 20 年 5 月の内閣府代替推計試算では現行の A1 と比較して GDP（支出側）比 0.7% の乖離が予想された。平成 20 年 10 月 15 日に行われた第 3 回国民経済計算部会では、A1 を生動などの代替統計によって試算を実施した場合、どの程度 A2 の計数から乖離するかを検証した。その結果、経済産業省を中心に「SNA の確報への影響等に関する検討チーム」を通じて一次統計部局から全面的な協力を得られたにもかかわらず、最大で GDP（支出側）比 0.9% の乖離が試

¹⁴ ただし、産業連関表の推計では生産動態統計の数量に工業統計の価格を掛け推計する品目が多数にわたることから、国民経済計算年次推計よりも影響は小さいものとなる。

¹⁵ 1974 年に開発された当時のコモ法では、工業統計調査産業編が来ない場合も想定して代替推計の準備もしていた。その後、経済企画庁や ESRI において 1980 年代以降に代替推計を確立する作業はこれまでほとんどなかった。ただし、QE のように工業統計調査を用いない条件下での GDP 推計は、これまで何度も何度か検討されることがあった。QE では、生動などを用いた供給側推計と家計調査や法人企業統計を用いた需要側推計を統合して推計している。前者は、供給側 QE と呼ばれ、工業統計調査を用いない推計となっているので、まさに代替推計ということができる。ただし、QE は速報であるがゆえに、あくまでも ANA のごく一部しか推計しておらず、決して網羅的な情報ではない。例えば本来 2100 分類で推計する品目分類も 90 分類にすぎない。ESRI が、2007 年に代替推計に関する試算方法を検討し始めた時に、当初実現すべき目標は供給側 QE よりももう少し網羅的で、確報として通用する簡易試算であった。

表 5 活動調査と工業統計調査

	見直し前	見直し後
平成22年工業統計調査	経済センサスに統合	平成22年末に実施(従業者数4人以上を対象)
経済センサス-活動調査	製造業を含む調査 平成23年7月に実施 経理対象は平成22年	製造業を含む調査 平成24年2月に実施 経理対象は平成23年
平成23年工業統計調査	24年7月ごろに実施	経済センサスに統合
平成24年工業統計調査	25年7月ごろに実施	24年末に実施

出典：植松（2009）を元に筆者修正

算された¹⁶。

この検討チームによる試算は、経済産業省簡易延長表の産出額情報を利用することで、良好な試算結果が出せるのではないかという問題意識で実施された。ところが、この後工業統計調査に代わるデータを代替的に作成することはかなり困難であることを認識させる結果が示されることとなった。試算の結果は、乖離幅の問題よりも現行の推計方法に抜本的に手を入れない限り、ESRI が公表している国民経済計算は、活動調査実施とともに QE を除いて減んでしまうのではないかという危機感を関係者に植え付けることとなった。

このように再度活動調査の導入フレームを検討することとなった背景は、内閣府による活動調査への対応の遅れが、内閣府内部の問題に留まらず結果として地方も巻き込んだ統計行政全体に深刻な悪影響を与えかねないという判断が働いていた。

総務省と経済産業省を中心に活動調査のフレームに関して再度の検討が行われ、内閣府や地方自治体の意見も

受けて検討結果としてまとまった再合意がなされたのは平成 21 年 2 月であった。表に示すように活動調査の実施時期は、平成 24 年 2 月に延期され、工業統計相当のデータが平成 24 年秋に内閣府の推計向けに手交されることとなった。

実施時期が変更されたのは、要するに現行コモ法推計に工業統計相当のデータを手交するという目的を重視している。本稿図 2～4 は、活動調査導入がコモ法や付加価値法に与える影響を見るために作成された資料である。また平成 22 年工業統計調査は、活動調査が延期されたことに伴い、復活実施となった。平成 24 年以降実施される工業統計調査も次期活動調査まで年末実施を予定している。内閣府は、この調整結果によって次回活動調査まで年次推計の制約条件の緩和を享受できる一方で、次回の活動調査までに生動など代替統計を利用した新たな推計方法を開発することとなった。平成 24 年段階でのデータの利用状況は、本稿図 3 に示すとおりである。

¹⁶ 第 3 回国民経済計算 資料 4-1～4-5 を参照せよ。SNA の確報への影響等に関する検討チームは、内閣府、経済産業省、総務省政策統括官（統計基準担当）、総務省統計局、日本銀行から構成されている。ただし、直接試算作業に当たったのは、経済産業省と内閣府である。

工業統計を用いない場合の試算結果

(前年比, %)

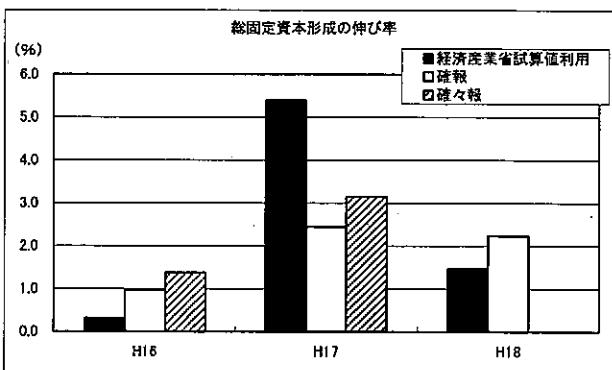
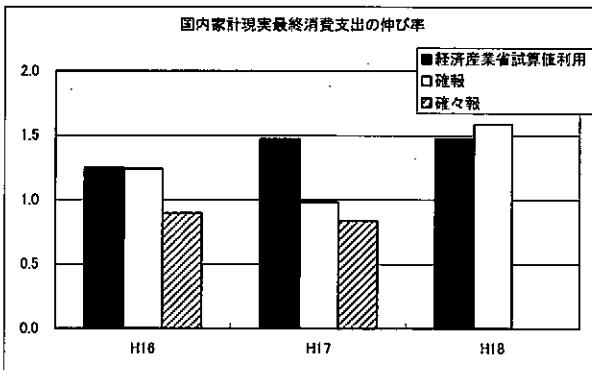
国内家計現実最終消費支出・伸び率	H16	H17	H18
	2004	2005	2006
経済産業省試算値利用	1.2	1.5	1.5
確報	1.2	1.0	1.6
確々報	0.9	0.8	

(前年比, %)

総固定資本形成・伸び率	H16	H17	H18
	2004	2005	2006
経済産業省試算値利用	0.3	5.4	1.5
確報	1.0	2.5	2.2
確々報	1.4	3.1	

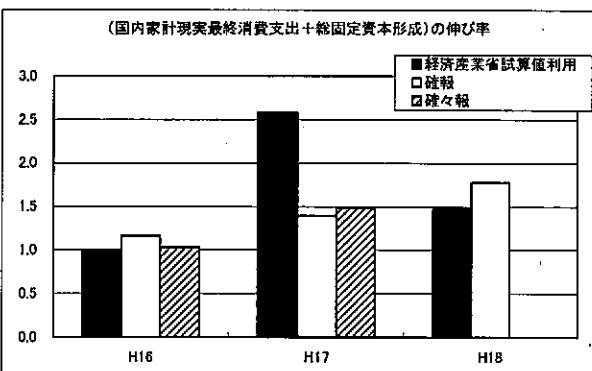
差	H16	H17	H18
	2004	2005	2006
試算-確々	0.4	0.6	
確-確々	0.3	0.1	

差	H16	H17	H18
	2004	2005	2006
試算-確々	-1.1	2.2	
確-確々	-0.4	-0.7	



(国内家計現実最終消費支出+総固定資本形成)の伸び率	H16	H17	H18
	2004	2005	2006
経済産業省試算値利用	1.0	2.6	1.5
確報	1.2	1.4	1.8
確々報	1.0	1.5	

差	H16	H17	H18
	2004	2005	2006
試算-確々	0.0	1.1	
確-確々	0.1	-0.1	



GDP寄与度	H16	H17	H18
	2004	2005	2006
試算値利用 総固定資本形成	0.1	1.3	0.4
確報 総固定資本形成	0.1	0.9	0.9
確々報 総固定資本形成	0.3	0.7	
試算値利用 家計消費	0.7	0.9	0.9
確報 家計消費	0.7	0.6	0.9
確々報 家計消費	0.5	0.5	

GDP寄与度	H16	H17	H18
	2004	2005	2006
試算値合計	0.8	2.1	1.2
確報合計	0.8	1.5	1.8
確々報合計	0.9	1.2	

合計値の差	H16	H17	H18
	2004	2005	2006
試算-確々	0.0	0.9	
確-確々	0.0	0.2	

GDP成長率	H16	H17	H18
	2004	2005	2006
確報	1.1	0.6	1.4
確々報	1.6	0.7	

出典：統計委員会第3回国民経済計算部会資料4-1

2 現行コモ法・付加価値法の推計方法

2-1 コモ法

今後の SUT に向けて議論を進めるにあたって、現行推計をどのように行い、本来どのようにするべきなのか考えることは避けて通れない課題となる。そこで、ここでは特に重要なコモ法を中心とし、現行の SUT 推計を取り上げる。

既に前章で触れたように、現行の SUT 推計は、(主に)コモ法と付加価値法からできている。倉林・作間 [1980]によると、コモ法は元々「アメリカの全国経済調査協議会(NBER)においてクズネット、ファブリカントラが国民所得推計の一つの方法として開拓した推計手順」とされ、日本では昭和 44 年(1969)から総固定資本形成や家計消費に利用され始めた¹⁷。その後コモ法は、昭和 49 年に段階的に導入され、昭和 54 年に 68SNA 導入に伴って本格的に利用されることとなった。それまで家計調査、法人企業統計といった(需要側などとも言われる)統計を利用していたが、生産物毎に詳細な流通段階を捉えた推計を行うようになったのである¹⁸。現在コモ法は、日本の名目 GDP(支出側)の約 8 割(政府の消費と投資を除く)を決定できる日本の SNA 推計における基幹的な推計フレームとなっている。本来は、コモ法と投入構造(付加価値法)の両方で GDP をコントロールするのだが、日本の現行推計の場合は特にコモ法に依存した推計をしている。コモ法について詳細で技術的手法からの検討は、栗林 [1978] などに譲り、SUT との関連ではコモ法の配分比率推計に変更がないことから、概略に絞って検討を進める。

コモ法は、生産、輸出入、在庫を調整の上で総供給額と総需要額の需要項目別内訳を流通段階ごとに推計する方法である¹⁹。コモ法の生産物の分類は、細かければ細かいほど、配分先が特定できるので正確な情報を把握することができる。例えば、図 5 左に QE で利用している 90 分類の電子・通信機器という生産物がある。この生

産物は、資本財であり、中間財であり、消費財でもある。したがって、正確にどの程度最終需要となるのかを知るためにには、細分化が望ましい。ANA で用いる 6 衔、8 衔では分類が細かくなるにつれて正確な配分先を特定できるようになることがわかる。現在 ANA が利用している 8 衔 2100 程度の生産物分類、産業連関表が産出額推計に利用している 10 衔 3800 程度の分類は、ここで述べた原理に基づいている。要するに日本の GDP 推計の精度は、この品目数の細かさに支えられていると言える。2100 分類のうち、分類数の 8 割以上は製造業の生産物で占められている。問題なのは、製造業生産物以外では分類の情報入手先が分散しているのに対し、製造業生産物のほとんどは工業統計調査だけで知ることができるという点である。したがって、工業統計調査はコモ法を通じて JSNA にとって推計フレーム全体からみて極めて重要な統計調査であり、分類ポートフォリオが一つの統計調査に偏りすぎていることが結果として前章までの経済センサス導入をめぐる騒動の遠因となったのである。

ここでは単純化のために基準年以外の推計方法をベースとして推計の流れを見ることとする。現行コモ法の推計は、まず(生産額は基準年以外では求まらない)生産物毎の出荷額をもとに、輸出入、在庫増減による調整を加えて、総供給額を求める。さらに流通経路において、最終的に各生産物の配分先別に金額を推計する。配分先は、中間需要向け(中間消費、建設向け)及び最終需要向け(国家計画現実最終消費(家計消費)、固定資本形成)である。

基本的に図 6 のコモ法の流通経路のうち、ほとんどの計数は基準年産業連関表によって固定されている。例えば米のような生産物毎に図 6 にあるデータ群をカバーするということがコモ法の推計作業となる。したがって、現行コモ法のインプットデータは多くあるが、以降で推計方法を考える上で特に重要な範囲に絞ると、現在工業統計調査で推計される出荷額、仕掛品在庫及び製品在庫の出荷額に対する変動率が重要となる²⁰。この 3 つのイ

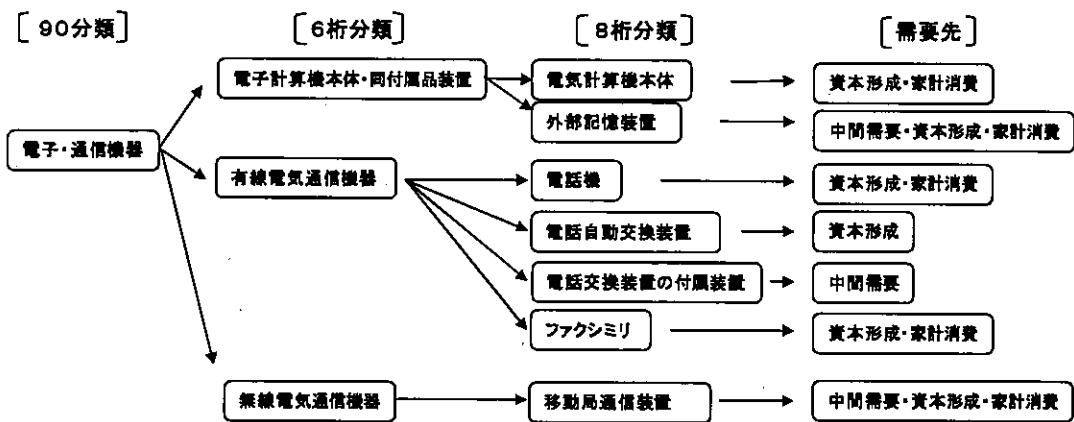
¹⁷ 倉林・作間 [1980] 197 ページ及び当局内の資料に基づく植松 [2009] を参照した。

¹⁸ 産業連関表では、農家の自己消費分を含め、体系の境界内の家計生産を一部捕捉できている。しかし、現在コモ法は、供給側の統計で観測される市場の生産と取引を網羅しているが、93SNA における生産の境界(体系の境界)をすべて網羅できているわけではない。農林漁家の自己消費、個人家庭教師、個人のベビーシッターといった生産活動は、市場取引されている家計生産も含めてすべて捕捉されることが望ましい。家計生産は、家計簿に基づく調査(例、家計調査等)で捕捉されるべきであろう。生産の境界に関して、作間 [2010] が非常に丁寧にサーベイしている。また Hill [1977]、Hill [1979] も参考となる。

¹⁹ 内閣府経済社会総合研究所 [2007] では、「当該年における各商品の生産、輸出入、在庫増減等を把握して総供給側を推計し、これらの商品を流通段階ごとに消費、投資などの需要項目別に金額ベースで把握する方法」と説明している。

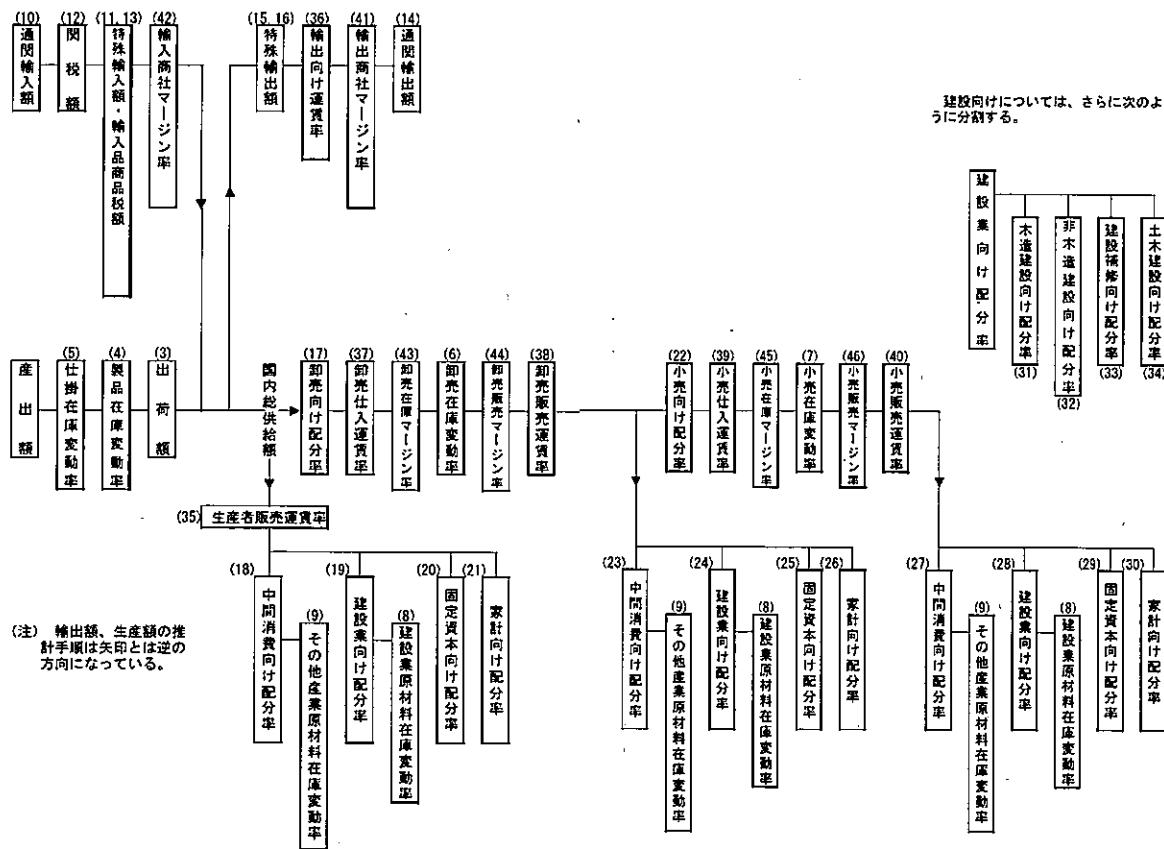
²⁰ 厳密な言い方をすると、 r をある品目の工業統計調査の出荷額の対前年比伸び率とすると、その品目は t 年出荷額 = $(1+r) \times t-1$ 年出荷額という式で t 年出荷額が求まる。金額が直接求めるのは、産業連関表に基づくベンチマーク年だけで、それ以外は通常このような延長推計が多用される。

図5 配分先の特定



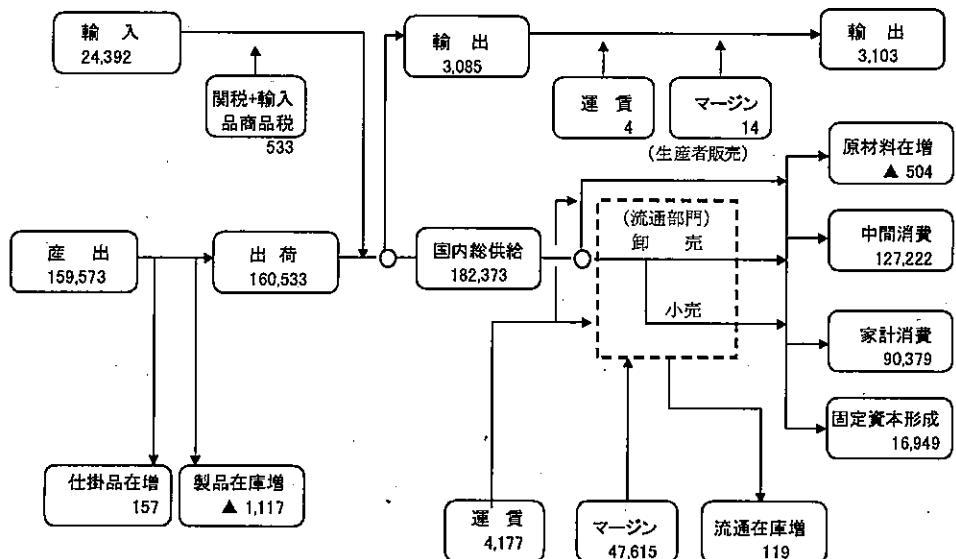
出典：内閣府経済社会総合研究所作成資料

図6 コモ法の流通経路



出典：内閣府経済社会総合研究所[2007]

図 7 コモ法推計例 (単位 : 10 億円)



注：在増は、在庫増加の略である。

出典：内閣府経済社会総合研究所資料

ンプットデータだけで、産出額を通じて最終需要を推計するフレームの約 8 割を議論できるからである。先に述べたようにコモ法の生産物のほとんどは製造業生産物で、出荷額と製品在庫、仕掛品在庫、原材料在庫の基礎データが工業統計調査に特に強く依存している。

コモ法に基づく一国全体の推計例は、図 7 のようになる。工業統計調査などに基づく出荷額、仕掛け品在庫、製品在庫、貿易統計に基づく輸出入などが、産業連関表のパラメータによって流通段階毎に計算される過程が理解できる。

現行のコモ法は、工業統計調査のデータ手交に合わせ、A2 (確々報) を推計し、次に A1 (確報) を推計する流れとなっている。理解しやすくするために、GDP 公表年を t 年とする。t-1 年 12 月 31 日を対象に行われる工業統計調査は、翌年 t 年に産業編、t+1 年に品目編が利用可能となる。前章で取り上げた図 3 は、経済センサス・活動調査と工業統計調査の実施時期及び公表時期を内閣府の年次推計の面からまとめたもので、コモ法の推計過程を見る上で参考となる。

A2 では、t-2 年の工業統計調査品目編の出荷額を産業 × 生産物の V マトリックスといわれる集計表にまとめる。これは A1 と A2 の両方に利用するためである。

A2 におけるコモ法では、生産物別出荷額といったインプットデータを利用して、推計を行う。工業統計調査

は、A1 推計の段階で産業別のデータ (産業編) しかないため、図 8 にあるように前年の V マトリックスを利用して産業別の出荷額を品目別に展開する (V シュッカ方式)。

このようにインプットデータと基準年産業連関表の計数に導かれたアウトプットが、表 6 の財貨・サービスの供給と需要である。この表は、平成 20 年 ANA フロー編付表 1 を元に作成したものである。

コモ法では、それぞれの生産物がどの程度最終需要、中間投入になるのかという大まかなことはわかるが、GDP (支出側) の内訳はわからない。コモ法の情報をベースに政府部門の推計 (政府最終消費支出、公的資本形

図 8 V マトリックス

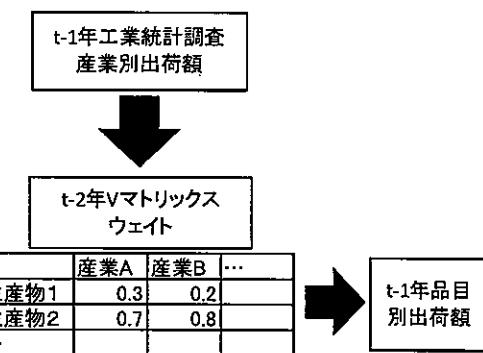


表 6 財貨・サービスの供給と需要（単位：兆円）

	産出	輸入	総供給	中間消費計	政府現実最終消費支出	国内家計現実最終消費	総固定資本形成	在庫品増加	輸出
第1次産業生産物	19	3	22	14	0	6	0	1	0
第2次産業生産物	545	82	627	330	0	110	110	1	76
第3次産業生産物	435	10	445	153	41	226	11	0	13
合計	999	95	1093	497	41	343	121	2	90

注：ここでは単純化のために産出を購入者価格表示とし、運輸・商業マージンも含めている。四捨五入のため、若干数値は合わない。

出典：国民経済計算平成20年度確報付表1より、筆者加工

表 7 産出表と供給表

	産出表(Make Table)	供給表(Supply Table)
体系	68SNA	93SNA
特徴	輸入を含まず	輸入を含める
掲載表	産業連関表付帯表、国民経済計算年報	作成実績なし

成、公的在庫品増加)、FOB ベースの輸出入、対家計民間非営利団体といった推計を含め、GDP(支出側)は別途推計されている。

2-2 産業連関方式と付加価値法

日本の付加価値法を取り上げる上で、ベンチマーク年推計として日本の産業連関方式と諸外国で導入されている SUT 方式の違いを理解することが重要である。最初に産業連関方式に基づく産出使用表 (Make and Use Tables) と供給使用表 (Supply and Use Tables) について取り上げる。現在 68SNA に基づく産出表が産業連関表と国民経済計算年次推計で作成されている一方で、93SNA に基づく供給表は作成されていない。供給表は、産出表を転置し、輸入を含めたものである。表 7 は産出表と供給表の違いをまとめたものである。

68SNA でも 93SNA でも使用表の名称は変わらないが、

表 8 2種類の使用表

	使用表(Use Table)	使用表(Use Table)
体系	68SNA	93SNA
特徴	最終需要が含まれない	最終需要を含める
掲載表	国民経済計算年報(5年に一度作成)	作成実績なし

使用表の役割と形式は異なっている。2種類の使用表の違いは表 8 にまとめられる。

日本のように生産物×生産物の産業連関表を直接推計して、SUT を導く産業連関方式を採用する国は、世界でも少数となっている²¹。これは、生産物×生産物という表は一部しか情報が得られず、すべての生産物について正確な表を作成することは困難であるから、供給使用表からやむを得ず X 表を推計するのである²²。

表 9 は、X 表や V 表・U 表との関係を整理した生産勘定関連図である。日本の産業連関方式の有用性を説明される際に利用してきたこの表は、SUT 方式でも、SUT フレームワークとして知られている。68SNAにおいて、SUT は産業連関表の中に含まれているが、93SNA に基づいて推計上は産業連関表が SUT のフレームワークに含まれる。つまり、68SNA に基づく国では、Make and Use Tables (93SNA の供給使用表 (SUT)) も産業連

²¹ また Afmadi and Yamano and OECD (2006) は、OECD 産業連関データベースにおける各国の推計方法を総括している。その中で OECD 加盟国と非加盟国 8カ国を合わせた 36カ国中産業 × 産業表を作成している国は 11カ国、SUT を作成している国は 21カ国、供給表と商品 × 商品表を作成しているのは、6カ国（韓国、中国、台湾、インドネシア、ロシア、日本）としている。産業 × 産業表を作成している国も SUT に基づいている国が入っていることから、全体として産業連関方式を維持する国が少数派となっている。

²² この問題は、日本だけではなく、産業連関方式を有する各国共通の問題である。中国国家統計局の許憲春氏は、日本が推進してきた産業連関方式に関して次のように述べている。

「もっぱら産業連関表の分析機能が重視されているため、中国の商品 × 商品表の作成方法も国際的に慣用されている方法とは異なっている。国際的に慣用されている方法とは、先に供給表と使用表を作成した上で、商品 × 商品表を導くことであるが、中国は「直接分解法」で商品 × 商品表を作成している。「直接分解法」は、生産過程に投入されたさまざまな財・サービスおよび他のコストを商品部門別に、企業が自らそれを分解することが求められることになる。市場経済の下では、この分解作業は非常に複雑で、多大な労力の投入が必要とされるが、それは企業のコストを増大させる一方、企業にとって直接的な利益があるわけでもない。このほか、このような分解調査は多数の被調査企業と大勢の調査担当スタッフが混在することになりかねない。そうなると、調査結果の制度にも悪影響を与えることとなり、したがって「直接分解法」によって作成された産業連関表が現実を反映したものとは言いがたくなる」（許・作間・李 [2009]118 ページ参照）